

相談室だより 7月号

(No. 121号)

平成19年7月1日発行

熊取療育園
木目言炎室
大阪府泉南郡熊取町朝代東4丁目22-12
TEL: 072-453-5917
FAX: 072-452-9151
e-mail: kumatori_room@tea.ocn.ne.jp

どっちの聴き取り？

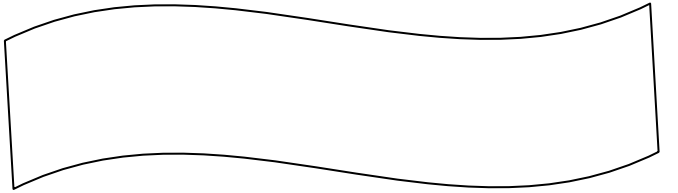
みなさんは、市役所の方や調査員の方などが聴き取りに来られた際、その聴き取りが、何のための聴き取りか意識していますか？たとえば、療育手帳の更新のための聴き取りに来られているのに、それで受給者証の切り替えが完了すると思いついていた、というようなことはこれまでになかったでしょうか。

なんらかのサービスを利用されている人は、まず、市町担当者からの聴き取りと言え、受給者証のためのものと、療育手帳のためのものがある、ということを知っておきましょう。知っておくだけで、どちらのための（何のための）聴き取りをしてもらっているか、自分で意識しながら応じることができると思います。

いつでも聴き取りがあるかについては、受給者証の支給決定期間や、療育手帳の次回判定日時が記載されているので、おおよそわかります。

聴き取りの内容は、身の自立やコミュニケーションについてなど、受給者証と療育手帳のどちらの聴き取りにも含まれることがあります。しいて両者の違いを挙げるとすれば、受給者証の聴き取りの場合は、たとえば食事のこと一つとっても、食べる

行為、調理、配膳下膳などに分けて、本人の現状について詳細に聴き取るのに対し、療育手帳の聴き取りは、本人の現状を浅く広く、家族の状況や希望、かかっている医療機関やその内容など、本人を取り巻く環境も含めて聴き取りされます。



「療育手帳の更新で、たとえばA判定からB1判定に変わった場合、それまで受給者証で使えていたサービスは使えなくなるの？」という相談もお受けしたことがあります。そんなことはありません。受給者証は、定められた聴き取り調査の結果に基づいて発行されるのであり、療育手帳の判定によって決められるものではないからです。

また、療育手帳の判定が変わったからといって、障害基礎年金が支給されなくなったり、金額がかわったりすることはありません。障害基礎年金も、定められた診断書に基づいて支給の決定がなされます。



どうにも対応できないなら、せめて、ご家族がここへ来られた思いに寄り添いたい、その思いに答えきれない自分の無力を認め、謙虚に向き合いたい。（見学）